

広島県中小企業団体中央会 退職金共済規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、広島県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業の従業員について実施する退職金共済の内容及びその業務の方法について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「退職」とは、従業員について、法人又は個人の事業主（以下「事業主」という。）との雇用関係が終了することをいう。

2. この規則において「共済契約」とは、事業主が中央会に掛金を納入することを約し、中央会がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規則の定めるところにより、退職一時金、死亡退職一時金又は退職年金（以下「退職金」という。）を支給することを約する契約をいう。

3. この規則において「共済契約者」とは、中央会と共済契約を締結した事業主をいう。

4. この規則において「被共済者」とは、共済契約により、中央会がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

5. この規則において「受給者」とは、この規則の定めるところにより、退職年金を受給中の者をいう。

6. この規則において「掛金」とは、共済契約に基づき加入した被共済者である期間において共済契約者が払い込む掛金をいう。

7. この規則において「掛金納入期間」とは、被共済者につき共済契約者が中央会に掛金を払い込む期間をいう。

8. この規則において「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで共済契約者の下で引き続き勤務した期間をいう。

9. この規則において「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職金の額の計算に含める期間をいう。

10. この規則において「過去勤務一括掛金」とは、次に掲げる額をいう。

(1) 過去勤務通算期間に対応する掛金として中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額

(2) 所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第74条の規定に基づき税務署長の承認を受けた

団体をいう。以下同じ。) から引き渡される額

- 1 1. この規則において「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職金に相当する額をいう。
- 1 2. この規則において「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、及び所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職金に相当する額をいう。
- 1 3. この規則において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第2章 契約の成立等

(契約の締結)

- 第3条 中央会に加盟する団体の会員である事業者でなければ共済契約を締結することができない。ただし、中央会が特別の事情があると認める者についてはこの限りでない。
2. 共済契約の締結にあたっては、共済契約の掛金の額、過去勤務一括掛金の額、引継退職給付金の額及び引受退職給付金の額又は退職金の額に関して、共済契約者は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱をしてはならない。
 3. 共済契約者は次の各号に掲げる者を除き、全ての従業員について被共済者としなければならない。ただし、新たに被共済者となる者については年齢満15歳以上満65歳以下の者に限る。
 - (1) 現にこの共済契約の被共済者である者
 - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
 - (3) 共済契約者である個人又はこれと生計を一にする親族
 - (4) 共済契約者である法人の役員（法人税法第34条第5項に定める使用人としての職務を有する役員を除く。）
 - (5) 被共済者になることに反対する意思を表明した者
 - (6) 被共済者が偽りその他不正行為によって退職金若しくは解約手当金等の支給を受け又は受けようとしたことにより共済契約を解除され、その解除の日から3年を経過しない者
 4. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は次の各号に掲げる者について被共済者としなければならないことができる。
 - (1) 期間を定めて雇用される者

- (2) 試みの雇用期間中の者
- (3) 季節的業務に雇用される者
- (4) 常時勤務に服することを要しない者
- (5) 所定労働時間の特に短い者
- (6) 休職期間中の者又はこれに準ずる者
- (7) 共済契約者の退職金規程等による退職金の支払勤続年数に満たない者

(指定金融機関)

第4条 共済契約に関する業務のうち次の各号に掲げるものは、中央会の指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に委託するものとする。

- (1) 退職金共済契約申込書の受理及び申込金の収納
- (2) 掛金の収納
- (3) 退職金及び解約手当金の支払
- (4) その他共済契約に関する金銭の収納及び支出

2. 前項の金融機関の指定については、理事会の議を経なければならない。

(掛 金)

第5条 掛金は、被共済者ごとに月額を定めるものとする。

- 2. 前項の掛金は、共済契約者が全額を負担しなければならない。
- 3. 掛金月額は、被共済者1人につき1,000円を1口とし、30口までとする。
- 4. 掛金として払い込まれた額、過去勤務一括掛金の額、引継退職給付金の額及び引受退職給付金の額（その運用による利益を含む。）は共済契約者に返還しない。

(契約の申込)

第6条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならない。

申込をするときは、被共済者となるべき者の氏名及び掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、これを中央会に提出しなければならない。

- 2. 掛金月額に相当する申込金は、指定金融機関に納入しなければならない。申込金が納入されないときは、共済契約の申込がなかったものとする。
- 3. 申込金は、共済契約が効力を生じる日の属する月の掛金に充当する。

(契約の成立)

第7条 この共済契約は、中央会がその申込を承諾したときは、申込金が納入された翌月1日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

- 2. 中央会は、共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済証を交付するものとする。

3. 共済契約の申込の承諾の通知は、退職金共済証の交付をもってこれに代えるものとする。
4. 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 掛金の納入

(掛金の納入)

- 第8条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日、又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、毎月分の掛金を中央会の指定する日までに納入しなければならない。
2. 掛金は指定金融機関に納入しなければならない。
 3. 毎月分の掛金は、分割して納入することができない。

第4章 退職金の支給

(退職一時金の支給)

- 第9条 被共済者が死亡以外の事由により退職したときは、退職一時金を支給する。
- 2 退職一時金額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 基本給付額
掛金納入期間に応じ別表1に定める額に当該口数を乗じて得た額の合計額
 - (2) 加算給付額
次に掲げる額の合計額
 - ①基本給付額の引下げを行った場合の差額②剰余金の分配を行った場合の分配額
 - 3 次の各号に該当するときは、第2項に関わらず、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 被共済者の申出により第30条を適用する場合は、中央会は当該引継退職給付金を支給しない
 - (2) 被共済者の申出により第31条第3項を適用する場合は、中央会は当該退職金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す
 - (3) 被共済者の申出により第32条第2項を適用する場合は、中央会は当該退職金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す

(死亡退職一時金の支給)

- 第10条 被共済者が死亡により退職したときは、遺族に死亡退職一時金を支給する。

2. 死亡退職一時金の額は、前条に定める退職一時金の額に、掛金1口につき10,000円を加算した額とする。

(退職年金の支給)

第11条 退職一時金の受給資格者が一時金に代えて年金の支給を希望するときは、退職年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条に定める退職一時金の支給に限る。

- (1) 掛金納入期間(過去勤務通算期間があるときは、これを加算した期間)60月未満の被共済者が死亡以外の事由により退職したとき
 - (2) 年金月額が10,000円未満となるとき
2. 年金月額は、第9条に定める退職一時金の額を別表2に定める年金現価率で除して得た額とする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。
3. 退職年金は10年間支給したとき給付を終了する。
4. 受給者が受給開始後10年を経過せずに死亡したときは、10年までの残余期間、遺族に継続して年金を支給する。

(退職金の支給の特例)

第12条 過去勤務一括掛金の引渡しを受けた被共済者に係る退職金の額は、前3条に定める額にそれぞれ次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 退職一時金又は死亡退職一時金の支給を受けるとき
次に掲げる額の合計額
 - ①過去勤務一括掛金×(1-別表2に定める手数料率)
 - ②引渡しを受けたときから退職までの期間について、①の額を基に別表2に定める計算利率を月複利にて適用して得た利息相当額
 - (2) 退職年金の支給を受けるとき
前号で計算した額を、別表2に定める年金現価率で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。)
2. 引継退職給付金又は引受退職給付金の引渡しを受けた被共済者に係る退職金の額は、前項各号の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

(年金に代えての一時金の支給)

第13条 年金の受給資格者又は受給者が年金に代えて一時金の支給を希望するときは、その者に対する年金の未支給期間と経過期間に対応する別表3に定める年金現価率を年金月額に乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して

1円単位とする。)を「年金に代えての一時金」として支給するものとする。

(支給の期日)

第14条 退職一時金又は死亡退職一時金(以下「一時金」という。)は支給事由発生後すみやかに支給する。

2. 退職年金は年4回、2月、5月、8月及び11月の各15日(15日が休日の場合は翌営業日)に、それぞれ年金月額額の3ヶ月分をまとめて支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第10条第1項又は第11条第4項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、被共済者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2. 退職金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3. 前2項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、そのうち最年長者を代表とする。

(退職金の減額)

第16条 中央会は、被共済者がその責に帰すべき次の各号のいずれかに該当する事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合においては、退職金の額(第12条に係る部分を除く。)を減額して支給することができる。

(1) 窃盗、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しく損じ又は職場規律を著しく乱したこと

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

2. 前項の規定による退職金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、中央会は、その減額が被共済者にとって不当又は著しく過大であると

認めるときは、これを変更することができる。

3. 第1項の退職金減額の事由及び前項の減額すべき金額の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(退職金減額の申出)

第17条 共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した所定の書類を中央会に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

2. 中央会は、前条第1項の規定により退職金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

(一時金の支給手続)

第18条 共済契約者は、被共済者が退職（第30条、第31条第3項及び第32条第2項の適用を受けることとなる場合を除く。）し一時金の受給を希望したとき又は被共済者が死亡したときは、遅滞なく中央会に届け出なければならない。

2. 一時金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して共済契約者を経由し中央会に提出しなければならない。

3. 中央会は、一時金受取人が指定した送金方法に従い、遅滞なく支払うものとする。

4. 中央会は一時金を支払う際、支払一時金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を一時金受取人に送付するものとする。

5. 中央会は、第16条の規定により一時金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

(年金の支給手続)

第19条 共済契約者は、被共済者が退職（第30条、第31条第3項及び第32条第2項並びに死亡による退職を除く。）し年金の受給を希望するときは、遅滞なく中央会に届け出なければならない。ただし、掛金納入期間（過去勤務通算期間があるときは、これを加算した期間）60月未満の被共済者については前条を適用するものとする。

2. 年金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して中央会に提出しなければならない。

3. 中央会は、年金受取人が指定した送金方法に従い、支給期日までに支払うものとする。

4. 中央会は年金を支払う際、支払年金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を年金受取人に送付するものとする。
5. 中央会は第16条の規定により年金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

第5章 過去勤務期間の通算

(過去勤務期間の通算の申込等)

第20条 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は他の特定退職金共済団体の加入事業主であった者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体に係る共済契約を解除して、直ちに中央会の共済契約者となった場合において、当該共済契約者は、被共済者となるべき従業員について、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体における退職金の計算の基礎となった期間を、過去勤務通算期間として退職金に含めることとするときは、中央会に申込をしなければならない。

2. 前項の申込をする事業主は、被共済者として適格である従業員のすべてについて行わなければならない。
3. 第1項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。
4. 第6条及び第7条の規定は、第1項の申込及びその効力について準用する。

(過去勤務一括掛金の引受け)

第21条 事業主が前条第1項の申込を行った場合は、この共済契約の共済契約者になった後、直ちに中央会を経由して独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体に次に掲げる事項を記載した所定の書類を提出しなければならない。

- (1) 申出をする事業主の氏名又は名称及び住所
- (2) 共済契約者に係る所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(1)又は所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する資産総額に相当する額（以下「資産総額相当額」という。）を、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体から中央会に引き渡すことを申し出る旨
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに申出をする事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日
- (4) 中央会の名称及び所在地並びに申出をする事業主が中央会と共済契約を締結した年月日
- (5) その他参考となるべき事項

2. 中央会は、資産総額相当額を過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体から引渡しを受けるものとする。

第6章 契約の解除

(契約の解除)

第22条 中央会又は共済契約者は、第2項、第3項又は第4項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2. 中央会は、次の各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。ただし、中央会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

- (1) 共済契約者が、6ヵ月以上掛金の納入を怠ったとき

- (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、又は反社会的勢力に関与していることが認められるとき

3. 中央会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被共済者の共済契約を解除するものとする。

- (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき

- (2) 被共済者が、第3条第3項第3号又は第4号の規定に該当する者となったとき

- (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって、退職金若しくは解約手当金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき

- (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、又は反社会的勢力に関与していることが認められるとき

4. 共済契約者は、被共済者の同意を得た場合に限り、共済契約を解除することができる。

5. 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

6. 第2項の正当な理由の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(契約解除の手続)

第23条 中央会は、共済契約を解除するときは、解除の理由を附して、その旨を共済契約者に通知するものとする。

2. 共済契約者は、共済契約を解除するときは、被共済者の氏名を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを中央会に提出しなければならない。

3. 第3条第2項及び第7条第4項の規定は、共済契約の解除について準用する。

(解約手当金)

- 第24条 中央会は、共済契約が解除されたときは被共済者に解約手当金を支給する。
2. 解約手当金の額は、第9条第2項又は第12条に定める退職一時金の額と同額とする。
3. 中央会は、第22条第3項第2号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、第1項の規定にかかわらず解約手当金（第12条に係る部分を除く。）を支給しない。
4. 中央会は、前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金（第12条に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。
5. 中央会は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情及び減額すべき金額の認定について、退職金共済審査会の議を経るものとする。
6. 第18条の規定は、解約手当金の請求、支給及び受領について準用する。

第7章 掛金月額の変更

(掛金月額の変更)

- 第25条 中央会は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があったときは、被共済者1人につき30口30,000円を限度として、これを承諾するものとする。
2. 中央会は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、被共済者の同意を得た場合でなければこれを承諾しない。

(掛金納入の中断)

- 第26条 中央会は、共済契約者から掛金納入の中断の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを承諾するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は被共済者の同意、第3号に該当する場合は当該共済契約者の共済契約にかかる被共済者全員の同意を得るものとする。
- (1) 被共済者が長期欠勤者又は休職者となったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
- ① 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業した場合
 - ② 産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業した場合
 - ③ 使用者の責めに帰すべき事由によって休業した場合
 - ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業をした場合
- (2) 第9条第2項又は第12条第1項の退職一時金額が、被共済者在職中に、共済契約者が定める退職金規程に基づく退職金額を超えたとき又は超えることが明らかとなるとき

(3) 共済契約者が現在の掛金を継続することが著しく困難であると中央会が認めたとき

2. 共済契約者は、前項の事情が解消したときは、速やかに掛金納入を再開しなければならない。
3. 掛金納入の中断期間は、第2条第7項に定める掛金納入期間から除くこととする。

(掛金月額変更の手続)

- 第27条 共済契約者は、第25条の掛金月額の変更の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを中央会に提出しなければならない。
2. 中央会は、掛金月額の変更の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、変更後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金月額の変更があった旨を記載し、これを返還するものとする。
 3. 第3条第2項、第7条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金月額の変更について準用する。

(掛金納入の中断の手続)

- 第28条 共済契約者は、第26条第1項の掛金納入の中断の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第26条第1項各号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添付し、これを中央会に提出しなければならない。
2. 中央会は、掛金納入の中断の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、従前の退職金共済証に掛金納入の中断があった旨を記載し、これを返還するものとする。
 3. 第3条第2項、第7条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金納入の中断について準用する。

(掛金納入の再開の手続)

- 第29条 共済契約者は、第26条第2項の掛金納入の再開の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第26条第1項各号に掲げる事情が解消したことを明らかにした書類を添付し、これを中央会に提出しなければならない。
2. 中央会は、掛金納入の再開の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、再開後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金納入の再開があった旨を記載し、これを返還するものとする。
 3. 第3条第2項、第7条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金納入の再開につ

いて準用する。

第8章 退職金共済制度内における通算

(退職金共済制度内における通算)

第30条 中央会は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと
- (2) この共済契約の被共済者であること
- (3) 共済契約者を經由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、中央会へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び被共済者証の写しを提出すること
 - ①当該申出をする被共済者の氏名及び住所
 - ②当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する他の共済契約者の氏名又は名称及び住所
 - ③当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む。））の氏名又は名称及び住所
 - ④③における退職の年月日

第9章 他の退職金共済制度との通算

(他の特定退職金共済制度との通算)

第31条 中央会は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において、次に定めるところにより、退職金に相当する額を受け入れ、又は引き渡す。

2. 受け入れは以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

- (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと
- (2) この共済契約の被共済者であること
- (3) 中央会を經由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、当該他の特定退職金共済団体へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び当該他の特定退職

金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること

- ①当該申出をする被共済者の氏名及び住所
- ②当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名又は名称及び住所
- ③当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地
- ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者が、その退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ⑤④における退職の年月日

3. 引渡しは以下の条件全てを満たす場合に取り扱う。

- （1）この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと。
- （2）当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度の被共済者であること。
- （3）当該他の特定退職金共済団体を經由して、退職の日の翌日から起算して3年以内に、中央会へ次に定める事項を記載した通算の申出書、及び中央会の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

- ①当該申出をする被共済者の氏名及び住所
- ②当該申出をする被共済者に係る中央会の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名又は名称及び住所
- ③中央会の名称及び所在地
- ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職金の請求をしなかった場合における当該退職に係る中央会の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ⑤④における退職の年月日

（中小企業退職金共済制度との通算）

第32条 中央会は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定め

る条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと
 - (2) この共済契約の被共済者であること
 - (3) 中央会を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書及び中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること
2. 中央会は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を引き渡す。
- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと
 - (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること
 - (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、中央会へ通算の申出書及び中央会の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第30条第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること

第10章 管 理

(退職金共済の事務)

第33条 退職金共済事業に関する事務は、中央会において取扱う。

(会計処理)

第34条 中央会の退職金共済事業に関する経理は、特別会計として区分して処理するものとする。

(予算、決算等の議決)

第35条 退職金共済事業に関する事業計画、収支予算、収支決算、貸借対照表、財産目録、事業報告書は、理事会の議を経るものとする。

(掛金の運用)

第36条 中央会は、掛金として払い込まれた金額（その運用による利益を含む。）から退職金共済事業を行う事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額は、被共済者を被保険者とする生命保険の保険料（財務省令で定めるものに限る。）とし

て運用するものとする。

2. 前項の資産は、これを担保に供し、又は貸付けることができない。

(書類の備付及び閲覧)

第37条 中央会は、第35条の書類を事務所に備付けて置き、共済契約者及び被共済者がその書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくこれを拒んではない。

(退職金共済審査会)

第38条 中央会に、退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2. 審査会は、審査会の権限として定めている事項について審査する。
3. 審査会は、委員長及び6人以内の委員をもって組織する。
4. 審査会の委員長及び委員は、共済契約者、従業員及び学識経験者のうちから理事会の承認を得て中央会会長が委嘱する。

第11章 雑 則

(報告等)

第39条 中央会は、この規則による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2. 共済契約者は、その氏名、名称若しくは住所又は被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を中央会に届け出なければならない。
3. 共済契約者は、第22条第3項各号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を中央会に通知しなければならない。

(退職金共済証の保管提示等)

第40条 退職金共済証は、被共済者を雇用する共済契約者が保管しなければならない。

2. 共済契約者は、被共済者から要求があったときは、退職金共済証を提示しなければならない。
3. 共済契約者は、被共済者が退職したとき又は共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済証を被共済者又はその遺族に交付しなければならない。
4. 共済契約者は、退職金共済証を紛失、使用に堪えない程度に汚損又は盗難若しくは火災等により失ったときは、遅滞なくその旨を中央会に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第41条 退職金又は解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(退職金等の返還)

第42条 偽りその他不正の行為により退職金又は解約手当金の支給を受けた者がある場合は、中央会は、その者から当該退職金又は解約手当金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、中央会は、支給を受けた者と連帯して当該共済契約者から退職金又は解約手当金を返還させる。

(時効)

第43条 第4章において定める退職金又は第24条において定める解約手当金を請求する権利は、その支払事由が発生したときから5年間請求がないときに消滅するものとする。

(財政検証)

第44条 この退職金共済事業の決算においては、被共済者数、退職金支払額、資産残高等の推移をもとに、現在及び将来の財政状況を把握し、財政検証を行わなければならない。

2 前項の財政検証の結果又は金利水準の変更、経済変動その他により、この退職金共済事業の健全な運営に大きな影響を与えると判断される場合は、理事会の議を経て、別表の金額、計算利率及び現価率等を改定するものとする。

(規則の変更及び廃止)

第45条 この規則の変更及び廃止については、会長の決するものとする。

第46条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用について必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(実施の時期)

この規則は、所得税法施行令第74条の承認を受けた日より施行する。

(改定実施の時期)

この規則は、平成6年4月1日より一部改定実施する。

この規則は、平成8年4月1日より一部改定実施する。

第5条第3項、第22条第1項の改定規則は平成11年5月1日より一部改定実施する。

この規則は、平成11年5月1日より一部改定実施する。

第13条第1項の改定規則は平成12年4月1日より一部改定実施する。

この規則は、平成14年10月1日より一部改定実施する。

この規則は、平成25年6月1日より一部改定実施する。

この規則は、平成29年4月1日より一部改定実施する。

この規則は、平成31年3月1日より一部改定実施する。

【別 表1】

退職金支給額表（退職一時金基本給付額 月別明細）

<この表は一口加入（掛金月額1000円）の場合です。>

月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	円 940	円 1,880	円 2,820	円 3,770	円 4,720	円 5,670	円 6,620	円 7,570	円 8,530	円 9,490	円 10,450	円 11,410
1	12,370	13,340	14,310	15,280	16,250	17,220	18,200	19,180	20,160	21,140	22,120	23,110
2	24,100	25,090	26,080	27,070	28,070	29,070	30,070	31,070	32,070	33,080	34,090	35,090
3	36,070	37,060	38,040	39,030	40,010	41,000	41,980	42,970	43,960	44,950	45,930	46,920
4	47,910	48,900	49,890	50,880	51,870	52,870	53,860	54,850	55,840	56,840	57,830	58,830
5	59,820	60,820	61,810	62,810	63,810	64,800	65,800	66,800	67,800	68,800	69,800	70,800
6	71,800	72,800	73,800	74,800	75,810	76,810	77,810	78,820	79,820	80,830	81,830	82,840
7	83,840	84,850	85,860	86,870	87,870	88,880	89,890	90,900	91,910	92,920	93,930	94,950
8	95,960	96,970	97,980	99,000	100,010	101,030	102,040	103,060	104,070	105,090	106,110	107,130
9	108,140	109,160	110,180	111,200	112,220	113,240	114,260	115,290	116,310	117,330	118,350	119,380
10	120,400	121,430	122,450	123,480	124,500	125,530	126,550	127,580	128,610	129,640	130,670	131,700
11	132,730	133,760	134,790	135,820	136,850	137,880	138,910	139,950	140,980	142,020	143,050	144,090
12	145,120	146,160	147,190	148,230	149,270	150,310	151,350	152,390	153,430	154,470	155,510	156,550
13	157,590	158,630	159,670	160,720	161,760	162,810	163,850	164,900	165,940	166,990	168,030	169,080
14	170,130	171,180	172,230	173,280	174,330	175,380	176,430	177,480	178,530	179,580	180,630	181,690
15	182,740	183,800	184,850	185,910	186,960	188,020	189,070	190,130	191,190	192,250	193,310	194,370
16	195,430	196,490	197,550	198,610	199,670	200,730	201,800	202,860	203,930	204,990	206,060	207,120
17	208,190	209,250	210,320	211,390	212,460	213,530	214,600	215,670	216,740	217,810	218,880	219,950
18	221,020	222,090	223,170	224,240	225,320	226,390	227,470	228,540	229,620	230,690	231,770	232,850
19	233,930	235,010	236,090	237,170	238,250	239,330	240,410	241,490	242,580	243,660	244,740	245,830
20	246,910	248,000	249,080	250,170	251,260	252,340	253,430	254,520	255,610	256,700	257,790	258,880
21	259,970	261,060	262,150	263,240	264,340	265,430	266,520	267,620	268,710	269,810	270,910	272,000
22	273,100	274,200	275,300	276,400	277,490	278,590	279,690	280,800	281,900	283,000	284,100	285,200
23	286,310	287,410	288,520	289,620	290,730	291,830	292,940	294,050	295,160	296,260	297,370	298,480
24	299,590	300,700	301,810	302,930	304,040	305,150	306,260	307,380	308,490	309,610	310,720	311,840
25	312,950	314,070	315,190	316,310	317,430	318,540	319,660	320,780	321,910	323,030	324,150	325,270
26	326,390	327,520	328,640	329,760	330,890	332,020	333,140	334,270	335,400	336,520	337,650	338,780
27	339,910	341,040	342,170	343,300	344,430	345,560	346,700	347,830	348,960	350,100	351,230	352,370
28	353,500	354,640	355,780	356,910	358,050	359,190	360,330	361,470	362,610	363,750	364,890	366,030
29	367,180	368,320	369,460	370,610	371,750	372,900	374,040	375,190	376,330	377,480	378,630	379,780
30	380,930	382,080	383,230	384,380	385,530	386,680	387,830	388,990	390,140	391,290	392,450	393,600
31	394,760	395,910	397,070	398,230	399,390	400,540	401,700	402,860	404,020	405,180	406,350	407,510
32	408,670	409,830	411,000	412,160	413,320	414,490	415,660	416,820	417,990	419,160	420,320	421,490
33	422,660	423,830	425,000	426,170	427,340	428,510	429,690	430,860	432,030	433,210	434,380	435,560
34	436,730	437,910	439,090	440,260	441,440	442,620	443,800	444,980	446,160	447,340	448,520	449,700
35	450,890	452,070	453,250	454,440	455,620	456,810	457,990	459,180	460,370	461,560	462,740	463,930
36	465,120	466,310	467,500	468,690	469,890	471,080	472,270	473,460	474,660	475,850	477,050	478,240
37	479,440	480,640	481,830	483,030	484,230	485,430	486,630	487,830	489,030	490,230	491,430	492,640
38	493,840	495,040	496,250	497,450	498,660	499,860	501,070	502,280	503,490	504,690	505,900	507,110
39	508,320	509,530	510,740	511,960	513,170	514,380	515,600	516,810	518,020	519,240	520,460	521,670
40	522,890	524,110	525,330	526,540	527,760	528,980	530,200	531,430	532,650	533,870	535,090	536,320
41	537,540	538,770	539,990	541,220	542,440	543,670	544,900	546,130	547,350	548,580	549,810	551,040
42	552,280	553,510	554,740	555,970	557,210	558,440	559,680	560,910	562,150	563,380	564,620	565,860
43	567,100	568,340	569,580	570,820	572,060	573,300	574,540	575,780	577,020	578,270	579,510	580,760
44	582,000	583,250	584,500	585,740	586,990	588,240	589,490	590,740	591,990	593,240	594,490	595,740
45	582,000	583,250	584,500	585,740	586,990	588,240	589,490	590,740	591,990	593,240	594,490	595,740
46	596,990	598,250	599,500	600,760	602,010	603,270	604,520	605,780	607,040	608,290	609,550	610,810
47	612,070	613,330	614,590	615,860	617,120	618,380	619,640	620,910	622,170	623,440	624,700	625,970
48	627,240	628,510	629,770	631,040	632,310	633,580	634,850	636,130	637,400	638,670	639,940	641,220
49	642,490	643,770	645,040	646,320	647,600	648,870	650,150	651,430	652,710	653,990	655,270	656,550
50	657,830	659,120	660,400	661,680	662,970	664,250	665,540	666,820	668,110	669,400	670,690	671,970
51	673,260	674,550	675,840	677,130	678,430	679,720	681,010	682,310	683,600	684,890	686,190	687,490
52	688,780	690,080	691,380	692,680	693,980	695,280	696,580	697,880	699,180	700,480	701,780	703,090
53	704,390	705,700	707,000	708,310	709,610	710,920	712,230	713,540	714,850	716,160	717,470	718,780
54	720,090	721,400	722,720	724,030	725,340	726,660	727,970	729,290	730,610	731,920	733,240	734,560
55	735,880	737,200	738,520	739,840	741,160	742,490	743,810	745,130	746,460	747,780	749,110	750,430
56	751,760	753,090	754,420	755,750	757,070	758,400	759,740	761,070	762,400	763,730	765,060	766,400
57	767,730	769,070	770,400	771,740	773,080	774,420	775,750	777,090	778,430	779,770	781,110	782,460
58	783,800	785,140	786,480	787,830	789,170	790,520	791,870	793,210	794,560	795,910	797,260	798,610
59	799,960	801,310	802,660	804,010	805,360	806,720	808,070	809,420	810,780	812,140	813,490	814,850
60	816,210	817,570	818,920	820,280	821,640	823,010	824,370	825,730	827,090	828,460	829,820	831,190

【別 表 2】

計算利率（第9条第3項関連）	年0.58%
年金現価率（第11条第2項及び第12条第2号関連）	115.7344
手数料率（第12条第1号①）	1.0483%

【別 表 3】

■第13条に定める「年金に代えての一時金」を計算するための残存期間に応じた現価率表(年0.75%)

月 年	0	1	＜年金 支払月＞ 2	3	4	＜年金 支払月＞ 5	6	7	＜年金 支払月＞ 8	9	10	＜年金 支払月＞ 11
10	115.7344											
9	104.5462	104.4812	104.4161	107.3511	107.2843	107.2175	110.1508	110.0822	110.0137	112.9452	112.8749	112.8046
8	93.2741	93.2161	93.1581	96.1001	96.0402	95.9805	98.9207	98.8591	98.7976	101.7361	101.6728	101.6095
7	81.9175	81.8665	81.8155	84.7646	84.7119	84.6591	87.6064	87.5519	87.4974	90.4429	90.3866	90.3304
6	70.4757	70.4318	70.3880	73.3442	73.2985	73.2529	76.2073	76.1598	76.1124	79.0651	79.0158	78.9667
5	58.9480	58.9114	58.8747	61.8380	61.7995	61.7611	64.7226	64.6823	64.6421	67.6018	67.5598	67.5177
4	47.3340	47.3045	47.2751	50.2456	50.2143	50.1831	53.1519	53.1188	53.0857	56.0527	56.0178	55.9829
3	35.6328	35.6106	35.5884	38.5663	38.5423	38.5183	41.4943	41.4685	41.4427	44.4169	44.3892	44.3616
2	23.8438	23.8290	23.8141	26.7993	26.7826	26.7660	29.7493	29.7308	29.7123	32.6938	32.6734	32.6531
1	11.9664	11.9590	11.9516	14.9441	14.9348	14.9255	17.9162	17.9051	17.8939	20.8828	20.8698	20.8568
0			0.0000	3.0000	2.9981	2.9963	5.9944	5.9907	5.9869	8.9832	8.9776	8.9720

注) 年金に代えての一時金を計算する場合は、下記により計算いたします。
 年金月額×年金の残存期間に応じた現価率 = 年金に代えての一時金額(1円未満四捨五入)

計算例 年金月額 20,000円、未支給期間 7年と0ヶ月(3年間の36ヶ月分年金を受給済)の場合
 20,000円 × 81.9175 = 1,638,350円

※年金の支払は、3ヶ月に一回(年四回)で、3ヶ月分の年金月額を先払いいたします。